

平成25年(ワ)第38号、同第94号、同第175号、

直送済

平成26年(ワ)第14号、同第165号、同第166号 原状回復等請求事件

原 告 中島 孝 外

被 告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

被告東京電力準備書面(31)

(弁済の抗弁)

平成29年1月25日

福島地方裁判所 第一民事部 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

1. 本書面においては、「東電公表賠償額」(平成28年9月16付け被告東京電力準備書面(19)別紙の訂正書に添付した訂正後の別紙「精神的損害に係る被告東京電力公表賠償額(区域別)」)を超えて支払った精神的損害の賠償金に関し、本書面添付別紙「精神的損害の追加賠償金額一覧」に記載のとおり、

「原告名」欄に記載の原告らに対し、「精神的損害に係る追加賠償金の支払総額」欄に記載の金額を弁済していることから同額について、弁済の抗弁を主張する。

なお、別紙「精神的損害の追加賠償金額一覧」は、平成28年10月31日時点における精神的損害の追加賠償金の支払い実績であり、本件訴訟の口頭弁論終結時点前における弁済の抗弁額は変わり得るものであるため、被告東京電力は、口頭弁論終結時点前に、弁済の抗弁の追加主張をする予定である。

2. 以下、別紙「精神的損害の追加賠償金額一覧」の記載内容について、補足の説明をする。

まず、別紙「精神的損害の追加賠償金額一覧」は、原告らの中から、被告東京電力が、裁判外の原子力賠償紛争解決センターにおけるADR手続又は原告らの被告東京電力に対する直接請求手続を通じて、個別事情に基づき、「東電公表賠償額」を超える賠償金を支払っている原告のみを抽出したものであり、避難原告（H）、滞在原告（T）の順に、原告番号及び原告名を記載している。

次に、別紙「精神的損害の追加賠償金額一覧」は、上記の原告ごとに、「東電公表賠償額」を超える精神的損害に係る追加賠償金の支払総額、及び、その内訳を記載している。内訳は、（1）ADR手続による精神的損害に係る賠償額の増額、と（2）被告東京電力に対する直接請求手続による精神的損害に係る賠償額の増額からなり、（2）は更に、（2-1）要介護者等による増額、（2-2）透析患者に対する増額、（2-3）ペット精神的損害、（2-4）その他の精神的損害に係る賠償額の増額からなる。以下、各項目の内容について補足説明をする。

（1）ADR手続による精神的損害の増額

原子力損害賠償紛争解決センターにおける、和解の仲介の申立て和解契約に基づく精神的損害の増額の賠償である。なお、東電賠償公表額の範囲内の

精神的損害にかかる賠償額を、ADR手続の和解契約に基づき支払ったもの（ADR手続での増額がなされていないもの）については、含まれていない。

（2-1）要介護等による増額

避難等対象区域内に生活の本拠を有しております、避難等を余儀なくされた者のうち、①要介護状態等の事情がある者、又は、②日常生活を送るにあたり恒常に介護が必要な者を介護している者に対し、避難等によって被った精神的苦痛が増加したことに係る損害を賠償するものであり、具体的には、要介護状態等の個別の事情に基づき、以下の追加の賠償金を支払うものである（丙C183）。

要介護状態等		賠償金額	
		要介護状態等のご事情をお持ちの方	恒常的に介護が必要な方を介護しておられる方
介護保険被保険者証をお持ちの方	要介護5・4	20,000円／月	10,000円／月
	要介護3・2	15,000円／月	—
	要介護1	10,000円／月	—
身体障害者手帳をお持ちの方	身体障害等級1級・2級	20,000円／月	10,000円／月
	身体障害等級3級・4級	15,000円／月	—
	身体障害等級5級・6級	10,000円／月	—
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	精神障害等級1級	20,000円／月	10,000円／月
	精神障害等級2級	15,000円／月	—
	精神障害等級3級	10,000円／月	—
療育手帳をお持ちの方	障がいの程度A	20,000円／月	10,000円／月
	障がいの程度B(B-1相当)	15,000円／月	—
	障がいの程度B(B-2相当)	10,000円／月	—

* 上表の要介護状態等と同等のご事情をお持ちであることを証明書類等により確認できる場合は、個別に対応させていただきます。

（2-2）透析患者に対する追加賠償

本件事故を原因として、透析患者が通常受けている頻度、及び時間の人工透析を十分に受けられない状況に置かれたことにより、生命の危険を伴うほど健康状態が悪化することへの恐怖と不安を抱き、日常生活の維持・継続が

著しく阻害されたために生じた精神的損害を賠償するものである。

また、賠償の対象者は、以下の3つの要件をすべて満たす者としている。

- ①本件事故発生日において、透析治療を恒常に受けていたこと
- ②本件事故発生日の生活の本拠が避難等対象区域外に該当すること
- ③本件事故前より、自主的避難等対象区域、避難対象区域、福島県県内地域、宮城県伊具郡丸森町の医療施設に通院し、本件事故により透析治療の制限等があったこと

なお、上記の要件②との関係において、本件事故発生日の生活の本拠が避難等対象区域内に該当する者については、上記（2-1）の要介護等による増額として賠償を行っている。

（2-3）ペット精神的損害

本件事故当時に避難等対象区域に居住していた者に対し、避難生活を余儀なくされたことにより、離別あるいは死別された哺乳類（犬や猫等）や鳥類のペットについて、離別・死別に対する精神的損害を賠償するものである。

なお、被告東京電力は、かかる精神的損害の増額とは別に、避難生活を余儀なくされたことにより、離別あるいは死別されたペットについては、原則として一般家財の賠償に含めて賠償し、購入時金額が30万円以上の場合は購入金額の全額を賠償している（以上、丙C184）。

（2-4）その他の精神的損害の追加賠償

上記の（2-1）乃至（2-3）以外の理由による、精神的損害に係る賠償金の増額であり、その内容を、別紙「精神的損害の追加賠償金額一覧」の備考欄に簡潔に記載している。

以上